

EUとユーロ導入国によるギリシャ支援の適法性

入 稻 福 智

はじめに

第一章 EU内のギリシャ危機・ユーロ危機対策

第三章 EUによるギリシャ支援の適法性
終わりに

第二章 ユーロ導入国によるギリシャ支援に関するEU法上の問題

はじめに

現在、EUは欧州統合史上、最も深刻な危機に直面している^①。背景にあるのは、ギリシャの財政破綻に端を発するユーロ危機であるが、その影響は単一通貨だけではなく、EUの存続をも脅かしかねないほどである。この深刻な事態を收拾するため、EUやユーロ導入国は団結して対策を講じている^②。国家破産の危機に瀕したギリシャを支援すること以外に危機を克服する方法はなく、財政支援の重要性は疑いを入れないと解されるが、その適法性については検討の余地がある。この法律問題は、EU内でも、特に、ドイツで活発に議論されているが、同国の多数説は、どのよ

うな形態であれ、EUや加盟国による財政支援はEU法に反すると捉えている^⑦。ユーロやEU体制の存続に関わる問題であるだけに慎重な判断が求められよう。本稿では、ドイツにおける議論を踏まえながら、EUやユーロ導入国によるギリシャ支援の適法性について、EU法の観点から考察する。なお、ギリシャ危機に関わるEU法上の問題としては、ギリシャのユーロ圏からの脱退や排除^⑧、さらに、欧州中央銀行によるギリシャ国債買取の適法性^⑨なども挙げられる。また、EU法だけではなく、国内法との整合性についても検討すべきであるが、これらの論点の考究は他稿に譲る。

ところで、ギリシャ危機、または、より広くユーロ危機を克服するために設けられたEU内の施策は、EUの措置^⑩とユーロ導入国の措置^⑪に分けられるが、前者には欧州中央銀行の対応^⑫を含めることができる。また、ギリシャのみを支援の対象にしているものと、全てのEU加盟国ないしユーロ導入国を対象にしているものがある。これらは法的基盤・枠組みも異なるため、明確に区別する必要があるが、以下では、まず、一連の対策について説明する(第一章)。次に、ユーロ導入国によるギリシャ支援の適法性と(第二章)、EUによるギリシャ支援の適法性について考察する(第三章)。

第一章 EU内のギリシャ危機・ユーロ危機対策

一 ユーロ導入国によるギリシャ支援

EU法は単一通貨ユーロを安定させるため、全ての加盟国(ユーロ導入国に限らない)に財政の健全化を義務付けている(EUの機能に関する条約第一二六条および成長・安定化協定参照)^⑬。また、欧州委員会には加盟国の財務状

況を監視する権限を与え、必要な場合には、特定の加盟国に対し懲戒手続 (Disziplinarverfahren) を開始することも認めているが、ギリシャは長年に亘りデータを改ざんし続け、欧州委員会には誤った情報を与えてきた。一〇年以上にも及ぶ不正が明るみになったきっかけは、二〇〇九年秋の政権交代であったが、新政府によって債務超過の実体が公表されると、ギリシャ国債の金利は急上昇し、¹⁸ 同国は市場からの資金調達に窮するようになった。また、ユーロは市場の信用を失い、大幅に下落するようになる。¹⁹

なお、ギリシャは人口一〇〇万の小国で、経済力もEU全体の数パーセントに過ぎないが、通貨統合が実現している現在、その財政破綻はユーロ圏全体に大きな打撃と混乱を与える。特に、フランスの金融機関はギリシャ国債を大量 (約七五七億ユーロ)²⁰ に買い付けているため、ギリシャが破産し、国債の償還が不能になれば、甚大な影響を受ける。また、財政・金融問題を抱えているのは何もギリシャだけではなく、ポルトガル、アイルランド、イタリア、スペインといった、その他のユーロ導入国への危機の波及も懸念された。²¹ そのため、ユーログループの団結した対応が求められたが、単一通貨を安定させるための支援策は早急にまとまらなかった。特に、支援が実施される場合には最大の拠出を強いられるドイツが反発した。²² しかし、ギリシャが財政再建を公約し、また、IMFも支援に参加するといった独政府の要求が受け入れられたことを受け、同国も譲歩し、二〇一〇年三月二十五日、ユーロ導入国の首脳はギリシャ支援の実施を決定した (これは相互の借款という形態をとるが、三月の時点で額は示されなかった)。この合意に基づき、四月一日には、支援策の概要や実施方法が、²³ また、五月二日には、より詳細な内容がユーロ圏首脳によって取り決められた (なお、これらの合意の法的根拠は示されていない)。それによれば、ユーロ導入国とIMFの支援は三年計画で実施され、総額は一、一〇〇億ユーロである。その内訳は、ユーロ導入国 (ギリシャを除く一五ヶ国) が八〇〇億ユーロ、また、IMFが三〇〇億ユーロである。導入国間では、欧州中央銀行への拠出金の割合

に従い分担されるが、最大の拠出国であるドイツを例に挙げると、初年度は約八四億ユーロ、また、三年間で総額二二四億ユーロを負担する。なお、同国は国内金融機関である復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau) を通じ融資する。ギリシヤは年五%の利息を付け、返済しなければならないが、それが不能な場合に備え、ドイツ政府が債務を保証している。

ところで、このギリシヤ支援は、EUの措置ではなく、ユーロ導入国政府間 (およびIMF) の取り決めに基づいている。これに従い、個々のユーロ導入国が支援を実施するためには、国内法の整備が必要となるが、例えば、ドイツは、「通貨同盟内の金融安定に必要なギリシヤ共和国の支払能力を維持するための保証引受に関する法律」(WFSiG)²⁴⁾ を制定している。国内法の整備は国内議会によってなされるため、EU法に関し問題になることの多い民主主義原則上の要請は満たされる。²⁵⁾

二 EUとユーロ導入国による「ユーロ防衛策」(欧州安定化メカニズム)

二〇一〇年五月二日、ユーロ導入国首脳はギリシヤ支援の開始を承認したが、市場の不安を払拭するには至らず、五月六日、ユーロはついに大幅に反落した。これによって年初来の懸念が現実化した²⁶⁾が、単一通貨下落の背景には、アメリカやアジアの投資家集団による「ユーロ攻撃」があるとされた。²⁸⁾そのため、翌七日、ユーロ圏首脳は「狼の群れに対するユーロ防衛策」の必要性を確認し、欧州委員会に検討を要請した。そして、二日後の九日には、委員会の提案に基づき、異例のスピードで、欧州安定化メカニズム (European Stabilisation Mechanism) がEU理事会 (ECOFIN-Council) とユーロ圏首脳によって採択された。²⁹⁾この新しい制度は①EUによる金融安定化メカニズム (European Financial Stabilisation Mechanism) の導入と、②ユーロ導入国による「特定目的事業体」 (Special Purpose Vehicle/Zweckgesellschaft)

の創設を主な柱としているが、①が第一段階、また、②が第二段階として位置付けられている。つまり、①で不十分な場合に、②が実施される³⁰⁾。さらに、③IMFの参加も期待されているが、以下では、これらの概略について説明する。

(1) EUの金融安定化メカニズム

欧州安定化メカニズムの第一の柱にあたる「欧州金融安定化メカニズム」(European Financial Stabilisation Mechanism)は、EU理事会の規則(Regulation)³²⁾に基づき導入された。EUの機能に関する条約第二八八条第一項(EC条約第二四九条第二項)の意味における「規則」という形態が用いられているため、同制度は国内法の整備を必要とせず、加盟国内でも直接的に適用される(規則第一〇条参照)。なお、適用期間は限定されていない。同規則の法的根拠として、理事会は、EUの機能に関する条約第一二二条第二項を挙げている(その妥当性について、第三章参照)。

支援の対象となるのは、自ら統制しえない異常な事態によつて重大な経済的ないし財政的困難に直面しているか、著しく困難な状況に陥る可能性が大きい全てのEU加盟国である。つまり、ユーロ危機が深刻化する中で採択された制度であるが、支援の対象はユーロ導入国に限定されているわけではない。

理事会規則第二条第一項によれば、支援は借款またはクレジットライン(信用与信枠)という形態によるが、その実施はEU理事会が特定多数決で判断する(第三条第二項)。また、その決定に基づき、欧州委員会には、資本市場において、または金融機関よりEUの名で資金を借り入れる権限が与えられる(第二条第一款および第六条第三項)³³⁾。調達された資金は、欧州金融安定化メカニズムの目的である加盟国の支援にのみ用いることができ(第六条

第三項)、融資を受けた加盟国は利息を付けて返済しなければならない(第四条第一項および第八条第二項参照)。返済しえない場合について、理事会規則は定めていないが、EUが負担するものと解される。そのため、支援ないし外部からの資金借入の規模が重要になるが、この点についても同規則は具体的に定めていない。もつとも、EUの財政計画に合致し³⁴⁾、また、独自の財源の枠を超えてはならないと規定されている(第二条第二項)。それゆえ、一般に、上限は六〇〇億ユーロと解されている³⁵⁾。EUにはこのような制限が課されるため、ユーロ導入国のように大規模な支援を行うことは容易ではない³⁶⁾。

(2) ユーロ導入国による「特定目的事業体」の設立

他方、(ギリシャを含む)ユーロ導入国は、二〇一〇年五月九日、財政難に陥ったユーロ導入国を支援(借款)するため、「特定目的事業体」(Special Purpose Vehicle/Zweckgesellschaft)を設けることを決定した。つまり、ある導入国を直接的に救済するのではなく、事業体を通し、間接的に支援することを決めたが、これはユーロ導入国政府間の合意であるため、実施に先立ち、各国は国内法を整備する必要がある。例えば、ドイツは「欧州金融安定化メカニズムの枠内における保証引受に関する法律」(StabMechG)³⁷⁾を制定している。

二〇一〇年六月七日、「特定目的事業体」は、ルクセンブルク法上のソシエテ・アノニム(Societe Anonyme)として実際に創設され、「欧州金融安定化機構」(European Financial Stability Facility)と名付けられた。存続期間は限定されていないが、二〇一三年七月一日以降は、支援計画を新たに設けてはならないとされている。これは前掲のEUメカニズムの実施期間(三年)に相当する。

EUのメカニズムが全ての加盟国に適用されるのに対し、同機構はユーロ導入国のみを対象にしている。つまり、

ユーロ圏に属するギリシャが除外されているわけではないが、同国に対しては、すでに特別の支援策が実施されているため（前述一参照）、新しい措置は適用されないと解される。

支払不能に陥る危険性³⁸⁾のあるユーロ導入国を支援するため、機構には資本市場で資金を調達する権限が与えられているが、その規模は四、四〇〇億ユーロである。同機構が借り受けた金銭は、同率の利子でユーロ導入国に貸与される³⁹⁾が、それに先立ち、当該導入国は、IMFと欧州委員会と共に、また、欧州中央銀行の協力を得ながら財政計画を作成しなければならぬ。また、この計画は、その他のユーロ導入国によつて承認されなければならない(StabMechG第一条第一項第二文参照)。

支援を受けた国は、利息を付け、欧州金融安定化機構に返済しなければならないが、それが不能となり、同機構も市場からの借入額を返済しえなくなる場合に備え、ユーロ導入国が機構の債務を保証している。各国の引受額は欧州中央銀行への出資割合に応じ決定されるが、ギリシャは保証に参加しない。また、本機構の支援を受けるユーロ導入国も加わらない。それゆえ、その他の導入国の負担が増えることになる。例えば、最大の拠出国であるドイツは、ギリシャを除く全ユーロ導入国の欧州中央銀行への出資割合（二八パーセント）によると、一二三〇億ユーロまで保証しなければならないが(StabMechG第一条第一項第二文)、さらに同額の二〇パーセントまで負担を増やすことができる（第六項）⁴⁰⁾。

なお、専らギリシャ支援を目的としたユーロ導入国間の措置（前述(1)）では、「目的事業体」は設けられていない。これに対し、「ユーロ防衛策」の枠組みでは創設され、それを通じて支援が行われる。それゆえ、債権・債務関係はユーロ導入国と「事業体」の間に生じ、導入国相互間には生じないが、これはEUの機能に関する条約第一二三条および第一二五条第一項違反を回避するためと解される（第二章四参照）⁴¹⁾。

(3) 両施策の関係とIMFによる支援

欧州安定化メカニズムでは、まずEUの金融安定化制度が適用され、それでは不十分な場合に、ユーロ導入国が設けた「ヨーロッパ金融安定化機構」が融資する(StabMech第一条第二項参照)。さらにIMFの支援も期待されており(規模は最大二、五〇〇億ユーロ)、全体の規模は七、五〇〇億ユーロに達するが、二〇一〇年七月の時点において、これらの支援はいずれも実施されていない。

三 小括

短期間の内に相次いで導入された一連の措置の中で、最初に設けられたのは、ユーロ導入国によるギリシャ支援策であるが、後にその範囲は拡大されている。つまり、ギリシャだけではなく、全てのEU加盟国が対象に含まれるようになった。それに伴い、財政規模も一、一〇〇億ユーロから七、五〇〇億ユーロ(ユーロ導入国の負担に限定すると、八〇〇億ユーロから四、四〇〇億ユーロ)に増えているが、小規模なギリシャ支援で危機が収まれば、大規模な「ユーロ防衛策」の運用は不要となる。さらに、支援の方法も変更されているが、これはEUの機能に関する条約第一二五条違反を回避するためと解される(この点について、第二章四参照)。

一連の危機対策を通じ、EU法体系は複雑になっている。例えば、EUの措置である欧州金融安定化メカニズムは全ての加盟国を対象にしているが、ユーロを導入していない加盟国に対する支援策は、すでに設けられ、かつ、実施されているため、これらの国に対しては、今後もそれが適用されると解される(理事会規則第四〇七/二〇一〇号第一条参照)。他方、「ユーロ防衛策」の第二段階は、ユーロ導入国に対してのみ適用されることや、第一段階の導入の経緯を考慮するならば、第一段階もユーロ導入国に対してのみ適用されることになろう。

二〇一〇年七月の段階で、支援はギリシャに対してのみ実施されている。これは、EUではなく、ユーロ導入国の措置であるが、財政上の制約により（前述二(1)参照）、EUがユーロ導入国に代わることは困難と解される。なお、支援者がEUであるか、ユーロ導入国であるか、また、支援の対象がギリシャであるか、その他のユーロ導入国であるかによってEU法の適用が異なる。例えば、EUの措置の根拠条文として、EUの機能に関する条約第一二二条第二項が挙げられているが、これはユーロ導入国による支援の根拠条文にはなりえない（第二章三参照）。また、同項の要件（加盟国が統制しえない異常事態）の充足に関し、ギリシャとその他の加盟国では違いが生じると考えられる（第三章一参照）。

第二章 ユーロ導入国によるギリシャ支援に関するEU法上の問題

前章で説明したように、ユーロ導入国は、専らギリシャを対象にした措置と、その他のユーロ導入国をも対象にした施策を設けている。後者は、特に、欧州金融安定化機構（European Financial Stability Facility）を創設し、それを通じて支援を行う点で前者と異なるが、これに特有の問題を除けば（後述四(5)参照）、EU法上の論点は共通している。論述を簡素にするため、以下では、前者に焦点を当て考察する。なお、ギリシャ支援の適法性は、ユーロ導入国の内法の観点からも検討する必要があるが、考察は他稿に譲り⁴⁵、本稿ではEU法との整合性に対象を限定する。

一 EU条約第三条第一項および第五条（EC条約第五条第一項）

EUは加盟国より委譲され、基本諸条約内で掲げられた権限のみを行使することができる。これを個別的授権の原

則と呼ぶが（EU条約第五条第一項第一文および第二項、EC条約第五条第一項参照）、ユーロ導入国に対しては適用されない。つまり、EUとは異なり、加盟国は、ある措置（本稿で考察するギリシャ支援を含む）の発動に際し、基本諸条約内に根拠を見出す必要はない。なお、ユーロ導入国はギリシャ支援の法的根拠を示していない（第一章一参照）。ただし、加盟国からEUに権限が委譲されている場合、加盟国の行動はEU法によって制約されるため、注意が必要である。例えば、通貨政策に関する権限は加盟国からEUに委譲されており、EUの権限は排他的とされている（EUの機能に関する条約第三条第一項）。そのため、加盟国はもはや権限を行使しえない。しかし、ギリシャ支援に関わるような権限（借款ないし保証）までEUに排他的に委譲されているわけではない⁴⁶。また、第一二五条第一項は、複数の加盟国が共同で実施するプロジェクトに関し、加盟国が相互に財政保証を行うことを認めているが（後述四参照）、これはEUの権限の排他性によって加盟国の行動が禁止されるわけではないことを示唆している。なお、そもそもギリシャへの財政支援は通貨政策ではなく、経済政策（ないし加盟国の観点からするならば、外交政策⁴⁷）としての性質を有する⁴⁸。経済政策の分野において、EUは排他的な権限を有しているわけではないため、問題は生じない。

二 EU条約第四条第三項第三款

EU法は、EUや諸機関の行動だけではなく、加盟国の措置も規制している。例えば、EU条約第四条第三項第三款は、加盟国はEUの目的を阻害するおそれのある措置を講じてはならないと定める。EUの目的はEU条約第三条で列記されているが、欧州統合史上、最大の危機克服に必要なギリシャ支援はこれに反しないどころか、むしろ、①EU内における社会的・地理的一体性の強化、②加盟国間の連帯性の向上、③物価の安定や④ユーロの導入という目

的に合致する⁴⁹。なお、詳しくは後述するが、EU法は、加盟国は自らの財政について単独で責任を負うという原則(財政単独責任主義)に立脚し、また、財政健全化を加盟国に義務付けている(後述三および四参照)。ギリシャ支援はこれに合致していないが、EUの目的に反するわけではない。

三 EUの機能に関する条約第一二二条第二項(EC条約第一〇〇条第二項)

ところで、EUの機能に関する条約第一二二条第二項(EC条約第一〇〇条第二項)によれば、自然災害や(その他の)自ら統制しえない異常な事態によつて加盟国が困難な状況に陥っているか、著しく困難な状況に陥る可能性が大きい場合、E・U・理・事・会は当該加盟国に対する財政支援の実施を決定しうる。同規定はEUの権限についてのみ定めているが、それゆえ、加盟国ないしユーロ導入国の権限は否定されると解すべきであろうか。または、EUの措置は同規定の要件(第三章参照)を充足しなければならぬが、加盟国はそれに拘束されずに、支援を行うことができる⁵⁰と考えるべきであろうか。

財政支援に関するEUの権限は排他的ではないことを考慮すれば(前述二参照)、加盟国は自らの権限を行使し、独自の措置を発することができる⁵¹と解すべきである。ただし、EUの措置の実効性を害してはならない。また、EU法は、加盟国は単独で自らの財政について責任を負うという考え(財政単独責任主義)に立脚しており(後述四参照)、それゆえ、EUによる支援は、自然災害や加盟国が統制しえない(その他の)異常な事態に際し、例外的に認められるに過ぎないという第一二二条第二項の趣旨を尊重する必要がある(第三章一参照)。つまり、同項は加盟国に対する支援が可能であると定めるが、これは自然災害やその他の異常な事態に際してのみ許されることを明確にしている点がむしろ重要である。この要件が満たされないため、EUは行動しえないにもかかわらず、加盟国が他の加盟国を

支援しうるとすれば、財政単独責任主義は骨抜きになり、また、第二二二条第二項の意義も失われる。

ギリシャの財政危機は、二〇〇八年秋以降の世界経済・金融危機の影響も排除しえないとはいえず、長年に亘る緩慢な財政規律や負債の隠蔽、それに基づく市場からの資金調達困難化、また、近年における公務員給与や社会保障費の増加に起因する。それゆえ、危機は同国が統制しえない異常事態(のみ)を原因としておらず(第三章一参照)、ユーロ導入国による支援は前述した第一二二条第二項の趣旨に反すると考えられる。特に、同規定の要件が充足されず、E・Uが行動しえないことを迂回するため、加盟国による救済という方法が用いられるのは許されるべきではない。

四 EUの機能に関する条約第一二二五条第一項(EC条約第一〇三条第一項)

(1) 他の加盟国の債務引受の禁止

ユーロ導入国によるギリシャ支援とEU法の整合性について検討する上で最も重要な規定はEUの機能に関する条約第一二五条(EC条約第一〇三条)であるが、この規定は以下のように定める。³²⁾

1 EUは加盟国の中央政府、地方、地域またはその他の当局、他の公法上の組織または公的企業の債務について責任を負わず、また、そのような債務を引き受けない。³³⁾ただし、共同で実施される特定の事業に関し、相互に財保証を行うことを妨げない。加盟国は他の加盟国の中央政府、地方、地域またはその他の当局、他の公法上の組織または公的企業の債務について責任を負わず、また、そのような債務を引き受けない。ただし、共同で実施される特定の事業に関し、相互に財保証を行うことを妨げない。

2 理事会は必要に応じ、委員会の提案を受け、欧州議会の見解を聴取した後、第一二三条、第一二四条および本

条が定める禁止の適用について詳細に定めることができる。⁵⁴

この条文拙訳が示すように、第一項は、EUや加盟国は他の加盟国の債務について責任を負わないと定めるが、第二項を考慮すると、単に他の加盟国の債務について責任を負わないだけでなく、負うことが禁止されると解される。これに対し、第一二三条や第一二四条とは違い、第一二五条第一項は「禁止される」と明瞭に定めているわけではないため、そのように解釈すべきではないと考えることもできよう。⁵⁵ 確かに、各規定の文言の違いを重視するならば、そのように捉えるべきであろうが、第一二五条第二項を併せて検討すると、債務の引受は禁止されると解釈すべきである。なお、ニース条約制定の際に採択された宣言のドイツ語版では、この「禁止」が明確に謳われているが、⁵⁶ どちらの立場によるにせよ、実務上（少なくとも、本稿で考察するギリシャ支援については）、大差は生じない。争点は、第一項の対象ないし同項によつて禁止されるものに何が含まれるかである（後述(2)参照）。

ところで、第一二五条第一項は、EUの行為だけでなく、加盟国の行為をも明瞭に規制している。つまり、EUだけではなく、個々の加盟国も他の加盟国の債務について責任を負わないと定める。そのため、加盟国（厳密には、ユーロ導入国）によるギリシャ支援はこの規定に服する。なお、支援はユーロ導入国の政府（およびIMF）間で決定され、導入国（およびIMF）間の措置として実施されているが、それゆえに第一二五条第一項の適用が否定されるわけではない。⁵⁷ そうではないとすれば、加盟国は政府間の決定・措置という形式を用いることによつて、EU法上の義務を免れるといった不都合が生じる。

第一二五条第一項が他の加盟国の債務の引受を禁止する趣旨は、ある加盟国の債権者はEUやその他の加盟国に債務の履行を請求しえないことを明確にする点にある。⁵⁸ それゆえ、ギリシャの債権者はEUやその他の加盟国に対し、

債務の保証を求めることはできない。なお、現在の状況下において、このような実務は行われていない。また、ユーロ導入国によるギリシャ支援も、ギリシャの債務を引き受けるものではない。

(2) 債務引受以外の方法による財政支援の許容性

ところで、第一二五条第一項が債務の引受を禁止しているのは、上述した理由の他に、加盟国は単独で自らの財政に責任を持たなければならないためと説明されている（財政単独責任主義⁶²）。つまり、加盟国はEUや他の加盟国による債務引受を当てにしなければならないが、他の加盟国に頼るような事態の発生を防止するため、予め債務の引受を禁止しているとされる。また、EU法は、単一通貨ユーロを安定させるため、加盟国の過剰な財政赤字を規制しているが、⁶³第一二五条はこの制度の一部をなしているとされる。つまり、EUや他の加盟国による支援が認められ、それに頼ることが可能であるとすれば、加盟国は財政健全化を怠るようになるため、第一二五条は債務引受を禁止していると解されている。⁶⁴

さらに、第一二三条や第一二四条に並び、第一二五条第一項は加盟国に財政健全化を促すことを目的としており、この観点から債券市場における資金の調達を市場原理に完全に委ねていとされる。⁶⁵つまり、債務の増加は公債の金利を上昇させるため、加盟国は過度の財政赤字の発生を防止しなければならなくなると説明されている。⁶⁶もつとも、財政赤字の増加が国債の利率を上昇させるとは限らない。逆に、財務状況が悪化していないにも拘わらず、市場からの資金調達が困難になる場合もある。⁶⁷

このように考えるならば、EUや加盟国が財政難に陥った他の加盟国の債務を引き受けるだけではなく、その他の方法で支援することも禁止されよう。ドイツでは一般にそのように解釈され、第二二五条第一項は「No Bail-out rule」(Rettungsaktionverbot-Norm)と呼ばれている。⁽⁶⁸⁾なお、この表現は、ニース条約の制定に際し採択された第六宣言でも正式に用いられており、第二二五条の趣旨に合致していると解される。

これに対し、ギリシャ支援は、ユーロ導入国がギリシャの債務を引き受けるのではなく、同国への融資という方法で実施されているが、このような形態の支援は第二二五条第一項に違反しないという見解が主張されている。⁽⁶⁹⁾また、ギリシャは利息を付けて返済しなければならず、ある一定の条件のもとに貸与されているため、第一四三条および第一四四条所定の支援に相当すると指摘されている(後述六参照)。⁽⁷⁰⁾もつとも、両規定はユーロ圏に属しない加盟国への支援を認めているに過ぎず、ユーロ導入国は意図的に適用範囲から除外されている。⁽⁷¹⁾また、確かに、第二二五条第一項が明文で禁止しているのは債務の引受のみであるが、借款や信用供与など、その他の形態による財政支援が許されるとすれば、同規定は形骸化する。

(3) 自主的な支援の許容性

前述したように、第二二五条第一項の趣旨は、ある加盟国が他の加盟国の財政支援をあてにしたり、ある加盟国の債権者が他の加盟国に保証を求めることを禁止する点にあるが、ギリシャ支援のように、ユーロ導入国がギリシャを自主的に支援することも第二二五条第一項によって禁止されるであろうか。ドイツ政府は、自主的になされるものであれば、EU法に違反しないと捉えており、⁽⁷²⁾学説の中にも同旨の見解がある。⁽⁷³⁾

これに対し、自主的な支援が許されるとすれば、ユーロ導入国は財政を健全に保つ義務の履行を怠り(第二二六条

参照)、これを確保する第二二五条の意義が失われるとする見解も有力に主張されている。つまり、第二二五条は財政健全化の要請に貢献すべき規定であるが、支援が許されるとすれば、この要請は骨抜きになるため、自主的な支援も禁止されるとする。⁷⁴ また、加盟国はEU法の実効性を害する措置を講じてはならないため、自主的な形であれ、他の加盟国を支援することは許されないとする。さらに、第二二五条の立法資料より、自主的な支援も禁止されることが導かれるとされている。つまり、マーストリヒト条約の制定過程において、当時の理事会議長国ルクセンブルクは、EUや加盟国の責任を否定する一方で、他の加盟国が任意に債務を引き受けることは禁止されないとする案を提出したが、採択されなかった。このことより、加盟国は問題を認識し、議論した上で、任意の債務引受に反対の立場を採用したと説明されている。⁷⁷

上掲の立法趣旨を考慮すれば、自主的であれ、他の加盟国の債務を引き受けたり、その他の方法で財政支援を行うことは禁止されると解される。この点において、ユーロ導入国によるギリシャ支援は第二二五条第一項に反する。なお、個々の規定の解釈・適用に際し、立法趣旨ないし歴史的解釈が最も重要であるわけではない。⁷⁸ また、第二二五条第一項は自主的な支援を明瞭に禁止しているわけではないため、これを認めるにしても、明文の規定に違反するわけではない。もつとも、加盟国に財政健全化を義務付け、これを確保するEU法制度全体の趣旨も適切に考慮されなければならない。それより自主的な支援の禁止が導かれる。

(4) 相互保証の許容性

上述したように、債務引受以外の形態によるものであれ、また、自主的になされるものであれ、他の加盟国に対する財政支援は第二二五条第一項の趣旨に合致しないと解される。ただし、同項は、加盟国間の共同事業より生じる債

務について、加盟国が相互に保証することを認める。想定されている共同プロジェクトとしては、例えば、英仏間の海峡トンネル・プロジェクトや、デンマーク・スウェーデン間の橋架工事が挙げられる。⁽⁷⁹⁾これに対し、現在、ユーロ導入国が共同で実施しているギリシャ支援は、例示したような事業の実施を目的としていない。また、支援が開始される前からギリシャは債務を負っており、これは共同計画の実施より生じているわけではない。⁽⁸⁰⁾相互保証が財政単独責任主義に対する例外であることを考慮すれば、その適用範囲は狭くすべきであり、ギリシャ支援を含めるのは適切ではない。

なお、ギリシャが他の加盟国を支援することはないため、相互の保証ないし支援という実体は存在しないが、EU法は、一方的な支援と解されるものであれ、加盟国から加盟国に対するものであれば、相互保証・支援として扱っていると解される（EUの機能に関する条約第一四三条第二項第c号、EC条約第一一九条第二項第c号）。⁽⁸³⁾これに対し、EUが加盟国を支援することは相互保証にはあたらない。

ところで、第一二五条第一項が認める相互保証は、実施期間や規模が特定されている、一回限りの共同事業についてのみ適用されるが、ギリシャ支援はこれに該当しないという学説も主張されている。⁽⁸⁴⁾しかし、第一二五条第一項はこのような要件を設けていない。また、ギリシャ支援の実施期間や規模は特定されている。なお、一回限りの支援であれば、厳密な意味での相互性は、さらに弱まる。

(5) 「特定目的事業体」を介在させた支援の適法性

「ユーロ防衛策」の一環として、ユーロ導入国は特定目的事業体（欧州金融安定化機構）を設立し、それを通じた支援を計画している。つまり、同事業体には市場より資金を調達し、危機に直面したユーロ導入国に貸与する権限が

与えられているが、借り受けたユーロ導入国が返済できないときは、他のユーロ導入国が負担する。このように、事業体を介在させ、ユーロ導入国による直接的な支援（ユーロ導入国の債務を直接、保証する）という形式が用いられていないのは、EUの機能に関する条約第一二五条第一項（および第一二三条）違反を回避するためと解される。⁽⁸⁵⁾しかし、ユーロ導入国が債務を返済しえない場合、他のユーロ導入国がそれを引き受けなければならぬことに変わりはなく、これは実質的に第一二五条第一項に違反すると考えられる。⁽⁸⁶⁾

なお、前述したように、第一二五条第一項は共同のプロジェクトより生じる債務の相互保障を認めているが、事業体の設立は同項の意味における共同計画と捉えるべきではなからう。なぜなら、そもそも、事業体はユーロ導入国に財政支援を与える目的で創設され、他の加盟国に対する財政支援を禁止する同項の趣旨に合致しないためである。

(6) 国家破産への対応

ところで、EU基本諸条約は、ギリシャが直面した国家破産やそれに類する危機的状况について定めていない。⁽⁸⁷⁾このようなケースでは、第一二五条第一項の禁止には例外が認められ、支援が許されると解すべきであろうか。⁽⁸⁸⁾

この問題については、EU法は国家破産について定めておらず、法の欠缺が存在するため、超法規的な対応が可能であるとする見解が主張されている。⁽⁸⁹⁾これに対し、マーストリヒト条約の制定過程において、加盟国は国家破産といったケースを含め、EUや加盟国は他の加盟国の債務について責任を負わないことを決定したという説明もなされている。⁽⁹⁰⁾つまり、この責任の排除は絶対的であるとされている。

連邦国家制度では、構成国の債務が超過し、破産の危機に直面する場合、連邦やその他の構成国が財政支援

を行うことが一般的である。⁹¹ EUは連邦国家ではないが、通貨統合に関し、それに準じた形態をとる。そのため、マーストリヒト条約の制定過程では、上述した連邦国家制度はEUにも適用されるかという点について議論されたが、否定された。また、支払能力が著しく低下した加盟国に対し、EUやその他の加盟国は支援を行わないとすれば、国家破産の危機も生じかねないが、そのようなケースも含め、EUや加盟国は責任を負わないことを決定した。⁹²

確かに、第一二五条第一項の立法過程を踏まえるならば、国家破産という状況に際しても、EUや加盟国による支援は禁止されるべきであるが、同項の趣旨は危機の発生を未然に防止することにあると解される。しかし、これが適切に機能せず、財政破綻という状況が実際に生じた場合には、特別な対応が許されるべきである。ある導入国の破産がその他の導入国の財政破綻に拡大し、単一通貨やEUの存続・安定性までもが脅かされるような場合には、なおさらである。⁹³ なお、条約制定者は、複数のユーロ導入国の同時破産や単一通貨やEU体制の崩壊という極めて深刻な事態をも想定し、支援を禁止していたかは定かではない。現行EU法に根拠が見出せないときは、超法規的な対応も必要になるが、基本諸条約の改正も選択肢の一つになりうる。ただし、条約改正は迅速な対応に適さない。

ところで、EU基本条約内の緊密な政策協力に関する規定に基づき、特定の加盟国（ユーロ導入国）間で「欧州通貨基金」(European Monetary Fund)を創設すべきという考えも提唱されているが、⁹⁴ 支持しえない。なぜなら、緊密な政策協力はEUに権限が与えられている政策・案件についてのみ認められるが、財政破綻の危機に陥った加盟国を救済するため、基金を創設する権限はEUには与えられていないためである。EUの機能に関する条約第一三六条（新规定）も、このような基金創設の根拠になりえないが、そもそも、加盟国は独自の措置の根拠をEU法に求める必要

はなく、EUの枠外での政策協力も可能である。ただし、EU法に反してはならない。

なお、EU内の格差を是正したり、調整のとれた経済発展を実現するため、種々の構造基金や結束基金が設けられている（EUの機能に関する条約第一七五条～第一七八条参照）。これらの基金より資金は中・長期的に支出されるが、ギリシヤに対する財政支援は短期的（三年）である。また、ギリシヤ支援は基金の趣旨（第一七六条および第一七七条参照）に合致しない。⁹⁶

五 EUの機能に関する条約第一二六条および第一三六条（EC条約第一〇四条）

ところで、単一通貨ユーロを安定させるため、EUの機能に関する条約第一二六条（EC条約第一〇四条）は加盟国の過剰な財政赤字を取り締まる手続について定めている。特に、EU理事会は加盟国に対し、過剰な財政赤字の削減を勧告することだけではなく（第七項）、その実施を促すための方法（罰金や資金の供託）について規定している（第一一項）⁹⁷。他方、ある加盟国の財政状況を改善するため、EUやその他の加盟国が支援を行うことについては何ら定めていない。そのため、ギリシヤ支援は同規定に触れない。⁹⁸ 同様に、第一三六条（新規定）もユーロ導入国によるギリシヤ支援には関係しない。⁹⁹

六 EUの機能に関する条約第一四三条（EC条約第一一九条）

EUの機能に関する条約第一四三条（EC条約第一一九条）は、ユーロを導入していない加盟国が国際収支や外国為替に関し困難な状況に直面しているか、その危険性が大きい場合、EU（EU理事会ないし欧州委員会）が適切な措置を講じることを認める。二〇〇八年秋以降の世界経済・金融危機に際し、EUは実際に同規定とEC条約第三〇

八条（EUの機能に関する条約第三五二条）に基づき、一部の加盟国（ハンガリー、ラトビア、ルーマニア）を支援しているが、ギリシャはユーロ導入国であるため、この規定は適用されない¹⁰¹。なお、現在のユーロ危機¹⁰²下では、ギリシャはユーロ圏から（自主的に）脱退すべきか、または（強制的に）排除すべきかどうかも議論されているが、ギリシャがユーロ圏から脱退すると、第一四三条に基づく支援について検討する余地が出てくる。

七 EUの機能に関する条約第二二二条

EUの機能に関する条約第二二二条は、テロ攻撃、自然災害または人的災害を原因とし、ある加盟国が大惨事に見舞われる場合、EUや他の加盟国は助け合わなければならないと定めるが、ギリシャ危機は同規定が想定する大災害には当たらない¹⁰⁴。

八 小 括

ユーロ導入国によるギリシャ支援に関するEU法上の主たる論点は、EUの機能に関する条約第一二五条第一項との整合性である。同項の趣旨である財政単独責任主義を考慮すると、信用供与ないし融資といった債務引受以外の形態による支援であれ、また、自主的になされるものであれ、他の加盟国の支援は許されないと解される。ドイツの多数説も、どのような形態であれ、加盟国を財政的に支援することは禁止されるとする¹⁰⁵。もともと、これは財政破綻という状況が生じないようにするための予防手段であり、実際にそのような危機が生じた場合には、適切な対応が許されるべきである。確かに、条約制定者は国家破産をも想定し、EUや加盟国による支援を禁止しているが、しかし、それゆえに、単一通貨やEUの存続ないし安定性を脅かす事態まで放置して良いことにはならない。なお、第一二五

条第一項は、このような極めて深刻な状況をも想定しているかどうかは定かではない。

緊密な政策協力に関する規定を援用し、基金を創設すべきとする見解も主張されているが、上述したように、支持しえない。他方、既存のEUの基金もギリシャ支援には適さない。EU法との調整が困難であるため、超法規的にギリシャ支援を認めるべきであるが、他の選択肢として、基本諸条約の改正も考慮に値する。なお、加盟国（ユーロ導入国）は、EU制度の枠外で危機対策を講じることとも可能であるが、その場合であれ、EU法に反してはならない。

第三章 EUによるギリシャ支援の適法性

第一章で説明したように、二〇一〇年五月九日（ないし一日）、EUは欧州金融安定化メカニズムを導入した。この措置は全てのEU加盟国を対象にしているため、ギリシャに対しても適用される。この点において、同メカニズムも本稿の考察の対象に含まれる。ただし、実際には、ギリシャは専らユーロ導入国によって支援されることになると考えられるが、導入国による措置はEU法に違反する（前章参照）。自説とは異なり、超法規的な施策も許されないとすれば、代わりに、EUによる危機対策が求められるが、EU理事会は、欧州金融安定化メカニズムの法的根拠として、EUの機能に関する条約第一二二条第二項（EC条約第一〇〇条第二項）を挙げている。これは適切か、また、導入国による支援を違法とする根拠に基づき（第一二五条第一項違反）、EUによる支援も違法となるか、さらに、第一二二条第二項と第一二五条第一項の関係について考察する必要がある。¹⁰⁷

一 EUの機能に関する条約第一二二条第二項（EC条約第一〇〇条第二項）

EUの機能に関する条約第一二二条第二項によれば、自然災害や（その他の）自ら統制しえない異常な事態によって加盟国が困難な状況に陥っているか、著しく困難な状況に陥る可能性が大きい場合、E・U・理・事・会は、欧州委員会の提案に基づき、当該加盟国のために（特定の条件下で）財政支援を行うことを決定しうる。¹⁰⁹ この支援は自然災害や加盟国が制御しえない（その他の）異常な事態の発生を前提としているが、ある加盟国の過剰な財政赤字、または、その結果である財政破綻は、これに該当するであろうか。これらが自然災害にあたりないのは明らかであるため、検討すべき点は、それらが加盟国の統制が及ばない異常事態に該当するか否かであるが、文献上、そのような事例として挙げられているのは、社会問題、暴動、外交的ないし軍事的混乱などで、かつ、国内財政に甚大な影響を及ぼすものである。¹¹⁰ 加盟国の不健全な財政政策に起因する危機も異常事態に含まれるかについては争いがあるが、第一二二条第二項による支援の対象になるとすれば、加盟国は過剰な財政赤字の抑制が義務付けられているにも拘わらず、これを遵守しないようになる。¹¹¹ また、EU法は、加盟国は自国の財政について単独で責任を負い、EUや他の加盟国の支援を受けないという理念に立脚しているが（前章四参照）、これも形骸化する。そのため、加盟国の不健全な財政政策に起因する危機は、第一二二条第二項の定める異常事態にはあたらなないと考えるべきである。¹¹⁴ なお、文献上、逆の立場も主張されているが、これは、ユーロ導入国の破産を放置し、ユーロ体制を崩壊の危機に晒すことは、政策的に望ましくないとの考えに基づいている。¹¹⁵ この説にも一理あり、ギリシャ支援の重要性は疑いを入れないが、¹¹⁷ 前述したEU法制度の趣旨・原則を考慮すると、支援の法的根拠として第一二二条第二項を挙げるのは適切ではないと解される。ギリシャの財政破綻は、近年における公務員給与や社会保障費の増加だけではなく、長年に亘る緩慢な財政規律や負債の隠蔽、また、市場からの資金調達（国債の発行）が困難になったことに起因する。そのため、危機は同国が統

制しえなかつた事由に基づいていと捉えるべきではなからう。他方、二〇〇八年秋以降の世界経済・金融危機という、ギリシャが統制しえなかつた事由の影響も受けていると解される¹⁸。このように、危機の原因を一元的に分析しうるとは限らないため、第一二二条第二項の対象となる事態は、加盟国が統制しうる事由と統制しえない事由の両方に基づいていても良いとされている¹⁹。この立場によるならば、ギリシャ支援も対象に含めることができる。ただし、第一二二条第二項に基づく支援は、EU経済・通貨制度の例外にあたるため、厳格に適用すべきである²⁰。つまり、第一二六条は過剰な財政赤字の抑制を加盟国に義務付け、また、第一二五条は加盟国の債務の引受（ないし財政支援）を禁止していること等を考慮すると、財政を健全な状態に保つていたにも拘わらず、自ら統制しえない特別な事由によつて、一時的に困難な状況に直面した加盟国を支援することはさておき、財政健全化の義務に違反していた加盟国をも救済するために第一二二条第二項を援用することは許されないと解される²¹。なお、独立国家は経済危機に自力で対処しうるようであればならず²²、世界経済・金融危機は第一二二条第二項の適用事例にはあたらないと考えることもできる²³。また、この危機に対応しきれていないのは、EU法上の原則である過剰な財政赤字の削減に違反してきた国であるという事実も見過ぎてはならない²⁴。これに対し、第一二二条第二項は他の加盟国の債務引受（ないし財政支援）を禁止する第一二五条に優先するという見解も存在するが、これは前述したEU経済・通貨制度を根本的に変更し、形骸化するため支持しえない。むしろ、第一二五条や諸制度の趣旨に反しない事由（例えば自然災害や動乱）に起因する財政難を救済するために、第一二二条第二項は援用しうると解すべきである。他方、第一二二条第二項と第一二五条の間に上下関係はなく、前者が認める支援が後者によつて否認されてはならないとする見解も主張されている²⁶。しかし、EU経済・通貨制度に違反し、最終的には財政破綻の危機に陥つた加盟国をも第一二二条第二項に基づき支援することは制度全体を骨抜きにするため、許されるべきではない。

なお、第一二二条第二項に依拠する欧州金融安定化メカニズムは、全てのEU加盟国の支援を目的としている。つまり、それは、ギリシャ危機に乗じた「ユーロ攻撃」から単一通貨を守るための制度と解されるが、理事会規則前文で謳われているように、ユーロ導入国のファンダメンタルズに拘わらず、「ユーロ攻撃」によって危機的状況が生じていると捉えるならば、第一二二条第二項の要件は満たされよう。これに対し、将来、(一部の)ユーロ導入国がEUの支援を必要とするような事態は、何よりも従来の不健全な財政政策に起因するとし、第一二二条第二項は欧州金融安定化メカニズムの根拠規定にはなりえないとする立場もある。¹²⁸これらの見解の相違は、ユーロ導入国のファンダメンタルズをどのように捉えるか、また、「ユーロ危機」ないし「ユーロ防衛」という表現に象徴されるように、単一通貨制度そのものが危機に晒されているとみるか否かにかかっている。経済学の観点からは、制度的危機は存在しないとし、第一二二条第二項の適用を否定する考えも主張されているが、事態の展開を確実に予測することはできない。また、法的には、EU理事会の裁量判断に明白な誤りがあるとは解されない。¹³¹それゆえ、ギリシャ以外のユーロ導入国の支援に限定するならば、第一二二条第二項はEUの政策の正当な根拠になりうると考えられる。

二 借入に関するEUの権限

ところで、欧州金融安定化メカニズムにおいて、欧州委員会にはEUの名で外部より資金を借り入れる権限が与えられるが(第二条第一項第二款および第六条第三項)、そもそも、EUはこのような権限を持ちうるかという点については争いがある。¹²⁹市場からの資金調達新たな財源確保手段にあたり、また、調達された資金はEUの新たな財源(EUの機能に関する条約第三十一条の意味における独自の財源、または、その他の財源)にあたるはずれば、EUの財政制度に反する。¹³³さらに、EU第一次法は、このような権限について定めているわけではないため、個別的授権

の原則にも合致しない(第二章一参照)。しかし、一九七五年以降、ある特定の目的のために市場より資金を借り入れる実務が繰り返し行われている。その際、調達された資金は、独自の、または、その他の財源として位置付けられていない。つまり、財政制度を改正することなく、市場からの資金調達が実施されているが、そのEU法上の根拠として、EUの機能に関する条約第三五二条(EC条約第三〇八条)が挙げられている(後述四参照)¹³⁴。資金調達が主たる目的ではなく、ある特定のEUの目的を実現するための措置の一環として行われるのであれば、認めてよいと解される。

三 EUの機能に関する条約第一二五条第一項(EC条約第一〇三条第一項)

前章で述べたように、EUの機能に関する条約第一二五条第一項は、加盟国の債務の引受だけではなく、その他の形態による財政支援も禁止していると解される。それゆえ、ユ・ロ・導・入・国によるギリシャ支援は同項に反するが、同項はEUによる財政支援も同時に禁止している。

四 EUの機能に関する条約第三五二条(EC条約第三〇八条)

前述したように、EU理事会は欧州金融安定化メカニズムの法的根拠として、EUの機能に関する条約第一二二条第二項を挙げているが、ギリシャの支援に関する限り適切ではない。しかし、国家破産の危機を放置すれば、単一通貨ユーロだけではなく、EUそのものの安定性が害される危険性が高いため、EUには適切な対応が求められる。その法的根拠として、EUの機能に関する条約第三五二条(EC条約第三〇八条参照)が考えられよう。同条第一項第一文によれば、基本諸条約が定める目的を実現するため、EUの行動が必要になるが、そのための権限について基本

諸条約は定めていないとき、EU理事会は、欧州委員会の提案を受け、また、欧州議会の同意を得て、全会一致で適切な措置を講じるものとされている。¹³⁵ギリシャ支援は、単に同国を国家破産の危機から救済するだけでなく、ユーロの安定化を目的としている。また、EU内における社会的・地理的一体性の強化、加盟国間の連帯性の強化、¹³⁶物価の安定というEUの目的（EU条約第三条参照）にも合致すると解される（第二章一参照）¹³⁷これに対し、EUの機能（Funkionsfähigkeit）の維持は第三五二条の意味におけるEUの目的に該当しないため、同条は欧州金融安定化メカニズムの法的根拠として不適切であるとする学説もある。¹³⁸「EUの機能力」の内容は必ずしも明確ではないが、EUの存続・安定化や欧州統合をさらに発展させることは、少なくとも隠れた目的にあたり（EU条約第一条参照）、それゆえ、第三五二条の援用が可能になると解される。ただし、第三五二条に基づき、EU理事会はEU経済・通貨制度の大原則に反する措置を発することも認められるかは疑わしい。¹³⁹これは実質的に基本諸条約の改正にあたるため、その手続・要件（特に、加盟国による批准）に従うべきである。

終わりに

市場の信用を失ったユーロの下落を阻止し、単一通貨を安定させるため、ユーロ導入国はギリシャを財政的に支援しているが、これはEUの機能に関する条約第一二五条第一項に違反すると解される。確かに、同項は債務引受以外の方法による財政支援を明確に禁止しているわけではない。また、その趣旨も明確に表現されているわけではない。この不明瞭性より、法解釈上の問題が生じているが、他方、実務面での障害は除去されている。仮に、第一二五条第一項が明確に財政支援を禁止していたとすれば、極めて深刻な状況に陥っていたと考えられる。

ユーロ導入国による支援がEU法に合致しないとすれば、EUレベルでの対応が求められよう。ギリシャ支援の主体がユーロ導入国であるか、またはEUであるかは特に重要ではない¹⁴¹。ただし、EUの財源は限られており、また、歳出は中期的な財政計画に沿っていないなければならないといった制約が存する。また、EUが実施するのであれば、EU法に根拠を見出さなければならぬが、第一二二条第二項や第一四三条は適切な法的基盤にはならない。そもそも、EU法は、ユーロを安定させるため、加盟国に過剰な財政赤字の抑制を義務付けるとともに、加盟国は単独で、自らの財政に責任を持つことを原則（財政単独責任主義）としている。これに違反したギリシャを支援することは、EU経済・通貨制度の趣旨に合致しない。しかし、ギリシャの破産を放置すれば、危機は他のユーロ導入国に飛び火し、単一通貨だけではなく、EUそのものの存続が脅かされかねない。そのため、超法規的な対応が求められる。また、場合によっては、基本諸条約の改正についても検討すべきであるが、迅速な対応には適さない。

なお、現在、三年計画で実施されているギリシャ支援はEU法に違反しているにせよ、EU裁判所によってEU法違反が確認されない限り、実施を継続しうる。加盟国によるEU法違反を争う訴えは、加盟国自身や欧州委員会しか提起しえないが（EUの機能に関する条約第二五八条および第二五九条参照）、いずれもギリシャ支援に同意しているため、法廷論争には発展していない。なお、これが「EU法の番人」としての欧州委員会の任務に合致するかは検討を要する。

他方、EUの支援策である欧州金融安定化メカニズムの適法性を争い、個人がEUの司法機関に提訴することは、EU法上、認められない¹⁴³。これに対し、ユーロ導入国によるギリシャ支援の実施には国内法の整備が求められるため、この国内法の適法性を争い、国内裁判所に提訴する方法もある¹⁴⁴。もつとも、支援の実施は高度に経済政策的ないし外交政策的な判断に基づいているため、司法審査にはなじまないと解される。例えば、ドイツ連邦憲法裁判所における

手続では、ギリシャが借款を返済しうる可能性は低いため、ドイツによる債務保証は大きなリスクを伴い、ドイツ国民の基本権（所有権）を侵害するおそれがあるかどうかが争われているが、この問題に関する判断や、逆に、支援しなかった場合のリスクに関する判断には経済政策上ないし外交政策上の決定が求められるため、裁判所は実体的審査を控えるべきである。¹⁴⁶

ところで、ギリシャ危機の重大な要因として、通貨は統一されるものの、導入国の経済政策は統一されていないことが指摘されているが、¹⁴⁷法的には、EU経済・通貨政策上の重要原則や安定・成長協定の違反が見過ごされてきた点に問題がある。それを原因とし、実際に生じた危機を克服するため、EU法、特に、EUの機能に関する条約第一二二条第二項の要件を柔軟に解釈すべきとする見解も主張されているが、¹⁴⁸安定化・成長協定に次いで、第一二二条第二項の適用をも柔軟にすることは、EU法体系をさらに「軟化」させる。それゆえ、ギリシャ危機対策は超法規的な措置として、または、EU法の枠外で実施すべきである。その一方で、将来の危機発生を防ぐため、第一二二条第二項や成長・安定化協定を始めとするEU法の適用は、むしろ、厳格にすべきであると解される。

註

- (1) EUの従来の危機について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/crisis-post.html>) (二〇一〇年七月一五日現在)を参照されたい。
- (2) 「ユーロ防衛策」の一環として、EU理事会が制定した規則 (Council Regulation (EU) No 407/2010, OJ 2010, No. L 118, p. 1) の前文(ドイツ語版)では、以下で引用するように、EUに対する脅威が指摘されている。(4) Die Verschärfung der Finanzkrise hat für mehrere Mitgliedstaaten des Eurogebiets zu einer gravierenden Verschlechterung der Kreditkonditionen geführt, die darüber hinausgeht, was sich durch wirtschaftliche Fundamentaldaten erklären ließe. Wird in dieser Situation nicht umgehend gehandelt, könnten *Stabilität, Einheit und Integrität* der Europäischen Union insgesamt ernsthaft bedroht sein (イタリック体は筆者による強調)。これに対し、以下に引用するように、英語版では、EU全体の財政的安定性に対する深刻な脅威となりかねない定められたことに過ぎない。“The deepening of the financial crisis has led to a severe deterioration of the borrowing conditions of several Member States beyond what can be explained by economic fundamentals. At this point, this situation, if not addressed as a matter of urgency, could present a serious threat to the *financial stability* of the European Union as a whole (イタリック体は筆者による強調)。”
- (3) 二〇一〇年七月現在、EUには二七の国が加盟しているが、単一通貨ユーロを導入しているのは、その内の一六ヶ国である。この点については、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro.html>) (二〇一〇年七月一五日現在)を参照されたい。
- (4) この点については、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro-greece2010.html>) (二〇一〇年七月一五日現在)を参照されたい。 See also Sinn, Euro-Krise, ifo Schnelldienst 10/2010, Sonderausgabe, p. 4.
- (5) 国家破産について、Beck and Wentzel, Eine Insolvenzordnung für Staaten?, Wirtschaftsdienst 2010, pp. 167-171; Kämmerer, Insolvenz von EU-Mitgliedstaaten - Voraussetzung und Folgen, Wirtschaftsdienst 2010, pp. 161-167.
- (6) Experten: Hilfspaket für Griechenland ist alternativlos, EuZW 2010, p. 402; Deutscher Bundestag, Die Presse v. 5. Mai 2010 (Sachverständige: Hilfspaket für Griechenland ist alternativlos), http://www.bundestag.de/presse/hfb/2010_05/2010_142/02.html (二〇一〇年七月一五日現在)。
なお、ギリシヤを支援せず、破産させるべきとする見解もある。この点については、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro-greece2010.html>) (二〇一〇年七月一五日現在)を参照されたい。また、Sinn, ibidem, pp. 8-9.
- (7) Bandilla, in Grabitz and Hilf eds., Das Recht der Europäischen Union, vol. II, 2000, Art. 103 EGV, para. 3; Böckenförde, NZZ vom 21. Juni 2010 (Kennt die europäische Not kein Gebot?); Frenz and Ehlenz, Der Euro ist gefährdet: Hilfsmöglichkeiten bei drohendem

Staatsbankrott?, EWS 2010, pp. 65-70, 67; Gnan, in von der Groeben and Schwarze eds., Kommentar zum EU/EG-Vertrag, 6th edition, 2003, Art. 103 EGV, para. 23; Hatzenberger, in Schwarze ed., EU-Kommentar, 2nd edition, 2009, Art. 103 EGV, para. 3; Häde, in Callies and Rufert eds., Das Verfassungsrecht der Europäischen Union, 3rd edition, 2007, Art. 103 EGV, para. 3; Jeck and van Roosebeke, Rechtsbruch durch Bail-out-Darlehen, Zu den Beschlüssen der Finanzminister der Euro-Staaten vom 11. April und vom 16. April 2010, Studie des Centrums für Europäische Politik, p. 6; Kempen, in Streinz ed., EUV/EGV, 2003, Art. 103 EGV, para. 5; Kerber, Währungsunion mit Finanzausgleich? Eine Klärstellung zur Legitimität von Finanzhilfen für Finanznotstandsstaaten der Eurozone, pp. 5-7; Knopp, Griechenland-Nothilfe auf dem verfassungsrechtlichen Prüfstand, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1779; Kube and Reimer, Grenzen des Europäischen Stabilitätsmechanismus, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1913; Rufert, Der Standard v. 12. April 2010 (Sonst wäre EU Bananrepublik); Seidel, Der Euro — Schutzschild oder Falle, Working Paper B 01/2010 des Zentrum für Europäische Integrationsforschung, pp. 3-4.

⑦ ヌーレンの審判について、Rohleder, Zehnpfund and Sinn, Bilaterale Finanzhilfen für Griechenland, Wissenschaftliche Dienst, Deutscher Bundestag, WD 11 — 3000 — 103/10, pp. 7-10 を参照されたこと。

(8) See Herrmann, Griechische Tragödie — der währungsverfassungsrechtliche Rahmen für die Rettung, den Austritt oder den Ausschluss von überschuldeten Staaten aus der Eurozone, EuZW 2010, pp. 413-418, 416-418.

(9) See Seidel, Der Ankauf nicht markt- und börsengängiger Staatsanleihen, namentlich Griechenland, durch die Europäische Zentralbank und durch nationale Zentralbank — rechtlich nur fragwürdig oder Rechtsverstoß?, EuZW 2010, p. 521. また、筆者のホームページ (http://eu-info.jp/law/euro-greece2010.html (二〇一〇年七月一五日現在)) を参照されたこと。

(10) ドイツ連邦憲法裁判所には、ユーロ導入国によるギリシャ支援の実施にかかる国内法 (本文第一章一参照) の合憲性を争う訴えが提起されている。また、「特定目的事業体」の創設にかかる国内法 (本文第二章二参照) についても、同様に連邦憲法裁判所に訴えが提起されているが、連邦憲法裁判は両法の執行差止仮処分を求める申立書を却下している。See Beschluss des BVerfG vom 7. Mai 2010, 2 BvR 987/10; Beschluss des BVerfG v. 9. Juni 2010, 2 BvR 1099/10. この点については、筆者のホームページ (http://eu-info.jp/law/euro-greece2010.html (二〇一〇年七月一五日現在)) を参照されたこと。

また、ギリシャ支援のドイツ法上の問題については、例えば、Jeck, ibidem, pp. 6-7 and 9-10; Knopp, ibidem, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1781-1782; Kube and Reimer, ibidem, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1910-1916 を参照されたこと。

なお、EUによるギリシャ支援策が国内法に違反するとしても、それゆえに無効になるわけではない。特に、EU法との関

係については、EU法が国内法に優先するため、国内法違反はEUの措置の適法性に影響を及ぼさない。EU法の優先性について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/tyor.html>) (二〇一〇年七月一日現在) を参照されたい。

- (11) Council Regulation (EU) No 407/2010 of 11 May 2010 establishing a European financial stabilisation mechanism, OJ 2010, No. L 118, p. 1; Decision of the Representatives of the Governments of the Euro Area Member States Meeting Within the Council of the European Union, Council Document 9614/10, p. 2 (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/10/st09/st09614.en10.pdf>) (二〇一〇年七月一日現在)。See Jack, Euro-Rettungsschirm bricht EU-Recht und deutsches Verfassungsrecht, *ceps/wdte*, 2010, p. 3.
- (12) Statement on the Support to Greece by Euro Area Members States, 11 April 2010 (http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/113686.pdf) (二〇一〇年七月一日現在)。
- (13) 前掲注9を参照されたい。
- (14) 文献の中には、ユーロ導入国によるギリシャ支援と、EU理事会が採択した欧州金融安定化メカニズムを混同しているものもある。See Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1777 (note 9) and 1778. 両措置について、本文第一章二を参照されたい。
- (15) この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro2.html>) (二〇一〇年七月一日現在) を参照されたい。
- (16) この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro.html>) (二〇一〇年七月一日現在) を参照されたい。
- (17) 一九九九年元旦、ユーロは当時のEU加盟一五ヶ国中、一ヶ国に導入されたが(なお、その当時は、ユーロ通貨はまだ流通されておらず、それが実現するのは二〇〇一年元旦である)、ギリシャの導入は二年後の二〇〇一年元旦である。もともとそれ以前から同国はデータを書き換えており、正確な資料によるならば、同国へのユーロ導入は認められるべきではなかったと解されている。See Herrmann, *ibidem*, *EuZW* 2010, pp. 413-418, 416. なお、ユーロの導入要件について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro.html>) (二〇一〇年七月一日現在) を参照されたい。
- (18) Sinn, *ibidem*, p. 6.
- (19) この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro-greece2010.html>) (二〇一〇年七月一日現在) を参照されたい。
- (20) Euro am Sonntag v. 30. April — 7. Mai 2010, Nummer 18, Seite 20.
- (21) ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャおよびスペインの頭文字を組み合わせて、一般に“PIIGS”と呼ばれている。See Herrmann, *ibidem*, *EuZW* 2010, pp. 413-418, 413.
- (22) ドイツ国内の経済状況も決して芳しくなく、国や地方公共団体も財政的に行き詰っている。そのため、種々の社会保障が削

- 減され、大きな政治・社会問題に発展している。そのような状況下、ドイツ国民ではなく、(長年、不正や浪費を繰り返してきた)ギリシャのために多額の資金を拠出することに世論は批判的であった。また、メルケル首相がギリシャ支援に早い段階で同意しなかったのは、国内の地方選挙対策のためであるとの見方もある。ドイツ国内における議論について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro-greece2010.html> (二〇一〇年七月十五日現在)) を参照されたい。
- (23) Statement on the Support to Greece by Euro Area Members States, 11 April 2010 (http://www.constitium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/113686.pdf) (二〇一〇年七月十五日現在)。
- (24) ドイツの法整備について、Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1778 を参照されたい。また、ドイツ法はEUの機能に関する条約第一二三条第三項に違反するものではないと、Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1912, 1913, 前掲注10を参照されたい。
- (25) Gesetz zur Übernahme von Gewährleistungen zum Erhalt der für die Finanzstabilität in der Währungsunion erforderlichen Zahlungsfähigkeit der Hellenischen Republik (WFStG), BGBl I, p. 537.
- (26) Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1781.
- (27) Statement by the Eurogroup, 2 May 2010 (http://www.constitium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/misc/114130.pdf) (二〇一〇年七月十五日現在)。
- (28) 実際に、アメリカやアジアのヘッジファンドが合意の上、「ユーロ攻撃」を仕掛けたかどうかは証明されていないが、ユーロ導入国政府は、そのような攻撃があったと捉えている。ユーログループ議長を務める、ルクセンブルクのJunker首相の同僚の発言について、Spiegel Online v. 8. Mai 2010 (Euröländer segnen Spekulanten den Kampf an) (<http://www.spiegel.de/politik/ausland/0,1518,693713,00.html>) (二〇一〇年七月十五日現在)。また、欧州中央銀行のTrichet総裁の同僚の発言について、FAZ v. 11. Mai 2010 (Im Schatten des Rettungsschirms) (<http://www.faz.net/s/Rub99C3EECA60D84C08AD6B3E60C4EA807F/Doc-EB6732819DB26418FA33EF4D36304F71~ATrP-Ecommon-Spezial.html>) (二〇一〇年七月十五日現在) を参照されたい。
- (29) BVerfG, Pressemitteilung Nr. 38/2010 vom 10. Juni 2010, Beschluss vom 9. Juni 2010 — 2 BvR 1099/10.
- (30) Jeck, *ibidem*, p. 3. また、StabMechG 第一条第三項を参照されたい。
- (31) Sinn, *ibidem*, pp. 3-4.
- (32) Council Regulation (EU) No 407/2010 of 11 May 2010 establishing a European financial stabilisation mechanism, OJ 2010, No. L 118, p. 1. なお、同規則の前文では、この「狼の群れによる攻撃」が明瞭に指摘されているわけではないが、金融危機の激化に

よって、幾つかのユーロ導入国の借入状況は、その経済ファンダメンタルズからは考えられないほど著しく悪化していると述べられている。See Preamble of the Council Regulation: "(4) The deepening of the financial crisis has led to a severe deterioration of the borrowing conditions of several Member States beyond what can be explained by economic fundamentals. At this point, this situation, if not addressed as a matter of urgency, could present a serious threat to the financial stability of the European Union as a whole [イタリック体は筆者による強調]。"

規則の発効後も、このような状況が継続しているかどうかは、欧州委員会によって調査され、EU理事会に到達される(規則第九条第一項)。

(33) なお、EUは市場より資金を借り入れることが許されるかどうかは明確ではない。この問題について、第三章二を参照されたい。

(34) EUの支援は、EUの中期的(七年間)財政計画に合致していなければならない。この点について、ニース条約の制定に際し採択された第六宣言(6. Declaration on Article 100 of the Treaty establishing the European Community)を参照されたい。また、EUの財政計画について、筆者のホームページ(<http://eu-info.jp/law/top-fin.html> (二〇一〇年七月十五日現在))を参照されたい。

(35) Council of the European Union, Press Release, No. 9569/10 (Presse 108). See also website of the Council (<http://www.consilium.europa.eu/showFocus.aspx?id=1&focusId=478&lang=en>) (二〇一〇年七月十五日現在)。

(36) See Kerber, *ibidem*, pp. 9-10.

(37) Gesetz zur Übernahme von Gewährleistungen im Rahmen eines europäischen Stabilisierungsmechanismus (StabMechG), BGBl. I, p. 627. See Jeck, *ibidem*, pp. 6-7; Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916.

(38) あるユーロ導入国が支払不能状態に陥る危険性があるかどうかは、同国を除くユーロ導入国が IMF や欧州中央銀行と共に決定する。また、この決定は相互の了解を必要とする(StabMechG 第一条第一項第三文参照)。

(39) Sinn, *ibidem*, p. 3.

(40) Sinn, *ibidem*, p. 3.

(41) Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1913.

(42) Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1912.

(43) Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1913.

(44) Regulation (EC) No 332/2002 establishing a facility providing medium-term financial assistance for Member States' balances of

- payments, OJ 2002, No. L 53, p. 1, lastly amended by Regulation (EC) No 431/2009, OJ 2009, No. L 128, p. 1. See also Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 401.
- (45) 前掲注10を参照されたい。
- (46) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 415.
- (47) Beschluss des BVerfG vom 10. Juni 2010, 2 BvR 10999/10.
- (48) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 415.
- (49) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 415. EUの目標について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/r/purposes-lisbon.html> (二〇一〇年七月一日現在))を参照されたい。
- (50) EUの機能に関する条約第一二二条第二項は以下のように定める。
2. Where a Member State is in difficulties or is seriously threatened with severe difficulties caused by natural disasters or exceptional occurrences beyond its control, the Council, on a proposal from the Commission, may grant, under certain conditions, Union financial assistance to the Member State concerned. The President of the Council shall inform the European Parliament of the decision taken.
- (51) なお、EUの機能に関する条約第一四二条および第一四四条に基づく支援とは異なり、第一二二条第一項に基づく支援は、ユーロ導入国に対しても行うことができる。この点について、本文中の第二章六を参照されたい。
- (52) 英語によるEUの機能に関する条約第一二五条は以下の通りである。
1. The Union shall not be liable for or assume the commitments of central governments, regional, local or other public authorities, other bodies governed by public law, or public undertakings of any Member State, without prejudice to mutual financial guarantees for the joint execution of a specific project. A Member State shall not be liable for or assume the commitments of central governments, regional, local or other public authorities, other bodies governed by public law, or public undertakings of another Member State, without prejudice to mutual financial guarantees for the joint execution of a specific project.
2. The Council, on a proposal from the Commission and after consulting the European Parliament, may, as required, specify definitions for the application of the prohibitions referred to in Articles 123 and 124 and in this Article.
- (53) この「責任の排除」は、経済・通貨同盟の第一段階が開始された時、つまり一九九四年元旦より適用される（アムステルダム条約体制下でのEC条約第一〇三条を参照されたい）。また、新たな措置の発令を必要とせず（加盟国に対しては、特別の国内措置を必要とせず）、直接的に適用される。Kempen, in Streinz ed., EUV/EGV, 2003, Art. 103 EGV, para. 3.

(54) 理事会はすでに規則第三六〇三／九三号を制定し (Council Regulation (EC) No 3603/93 of 13 December 1993 specifying definitions for the application of the prohibitions referred to in Articles 104 and 104b (1) of the Treaty, OJ 1993, No. L 332, p. 1) 個々の要件を具体的にしているが、ギリシャ支援に関して問題になる「責任を負う」(the liable for)や「債務を引き受けろ」(assume the commitments)については定めていない。

(55) なお、第二二五条第一項 (EC条約第一〇三条第一項) は、経済・通貨同盟の第二段階 (一九九四年元旦) より、直接的に適用されている (EC条約第一一六条第三項)。この段階では、ユーロはまだ導入されていないため、導入国と未導入国の区別はなく、第二二五条第二項は全てのEU加盟国に適用される。

(56) Frenz and Ehrenz, *ibidem*, EWS 2010, pp. 65-70, 67; Kube and Reimer, *ibidem*, NIW 2010, pp. 1911-1916, 1913.

(57) **Article 123 TFEU (ex Article 101 TEC)**

1. Overdraft facilities or any other type of credit facility with the European Central Bank or with the central banks of the Member States (hereinafter referred to as "national central banks") in favour of Union institutions, bodies, offices or agencies, central governments, regional, local or other public authorities, other bodies governed by public law, or public undertakings of Member States shall be prohibited, as shall the purchase directly from them by the European Central Bank or national central banks of debt instruments.

2. Paragraph 1 shall not apply to publicly owned credit institutions which, in the context of the supply of reserves by central banks, shall be given the same treatment by national central banks and the European Central Bank as private credit institutions.

Article 124 TFEU (ex Article 102 TEC)

Any measure, not based on prudential considerations, establishing privileged access by Union institutions, bodies, offices or agencies, central governments, regional, local or other public authorities, other bodies governed by public law, or public undertakings of Member States to financial institutions, shall be prohibited.

(58) Rohleder, *Zehnpfund and Sinn*, *ibidem*, p. 8, note 19.

(59) 6. Erklärung zu Artikel 100 des Vertrags zur Gründung der Europäischen Gemeinschaft

Die Konferenz weist darauf hin, dass die mit dem *Verbot* ("no bail-out") nach Artikel 103 zu vereinbarenden Beschlüsse über einen finanziellen Beistand nach Artikel 100 mit der Finanziellen Vorausschau 2000-2006 und insbesondere mit Nummer 11 der Interinstitutionellen Vereinbarung vom 6. Mai 1999 zwischen dem Europäischen Parlament, dem Rat und der Kommission über die Haushaltsdisziplin und die Verbesserung des Haushaltsverfahrens sowie mit den entsprechenden Bestimmungen der künftigen

- interinstitutionellen Vereinbarungen und finanziellen Voraussetzungen im Einklang stehen müssen (ヘタリック体は筆者による強調)。
- (60) Jeck, *ibidem*, p. 9. See Judgement of European Court of Human Rights in Case Waite and Kennedy, EuGRZ 1999, p. 207, 212.
- (61) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 415; De Grauwe, Crisis in the eurozone and how to deal with it, CEPS Policy Brief No. 204, 2010, p. 2; Jeck, *ibidem*, p. 7.
- (62) Denkschrift zum Vertrag vom 7. Februar 1992 über die Europäische Union, BR-Drs. 500/92, S. 90; Endler, Europäische Zentralbank und Preisstabilität, 1997, pp. 341 et seq.; Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, paras. 9 et seq.
- (63) 『のてびこくべ』 筆名「ホームズレーン」(<http://eu-info.jp/law/euro2.html>) (11010年七月一日現在)を参照されたこと。
- (64) Häde, in Callies and Ruffert eds., Das Verfassungsrecht der Europäischen Union, 3rd edition, 2007, Art. 100 EGV, para. 3; Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1779. See also Bandilla, *ibidem*, Art. 100 EGV, para. 1; BVerfGE, 2 BvR 2134, 2159/92, para. 147 (マーストリヒト判決)。
- (65) なお、市場原理が適用される民間部門においては、他の企業からの支援が禁止されているわけではない。
- (66) Hattenberger, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 1; Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 2; Jeck, *ibidem*, p. 8; Jeck, van Roosebeke and Voßwinkel, Keinen Euro nach Athen tragen. Warum ein Bail-out Griechenlands ökonomisch abzulehnen und juristisch unzulässig ist, p. 12; Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 402. See also Rohleder, Zehnplund and Sinn, *ibidem*, p. 6.
- (67) Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 402.
- (68) Rohleder, Zehnplund and Sinn, *ibidem*, p. 7; Frenz and Ehlenz, *ibidem*, EWS 2010, pp. 65-70, 67; Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1913.
- なお、第二二五条第一項は、債務の引受を禁止する一方で、例外的に、相互の財政保証を認めている。この例外では、「債務の引受」ではなく、「財政保証」という文言が用いられているが、両概念は同義であり、単なる言い換えに過ぎないのか、または内容的に異なるものを指しているのかは明らかではない。しかし、「財政保証」は加盟国間の共同プロジェクトから生じる債務について(のみ)認められることは明らかである。
- (69) Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 28.
- (70) Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 28. See also Bandilla, *ibidem*, Art. 100 EGV, para. 12.
- (71) Frenz and Ehlenz, *ibidem*, EWS 2010, pp. 65-70, 67.
- (72) Deutscher Bundestag, Die Presse vom 22. April 2010 (Schäuble: Finanzhilfen an Griechenland sind kein Verstoß gegen EU-Recht)

- (http://www.bundestag.de/presse/h/b/2010_04/2010_124/01.html) (二〇一〇年七月二十五日現在).
- (73) Herrmann, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1780; Pernice, FAZ vom 25. März 2010 (Retung statt Rauschmiss). See also Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, Rdnr. 28.
- (74) Jeck, *ibidem*, p. 8; Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 1.
- (75) Case 231/83, *Cullet v Leclerc* [1985] ECR 305, paras. 319-320.
- (76) Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 14.
- (77) Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1779.
- (78) Everling, *Lissabon-Vertrag regelt Dauerstreit über Nichtigkeitsklage Privater*, EuZW 2010, pp. 572-576, 574-576 (EUの機能に関する条約第二十三条第四項の「規則としての性質」を有する第二次法の解釈に関する争いについて).
- (79) Gnan, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 25; Kempen, *ibidem*, Art. 103 EGV, para. 6.
- (80) Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1779.
- (81) 相互性について、Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1779-1780. ただし、相互性を厳格に解釈する場合であれ、将来の危機的状況に備え「特定目的事業体」を創設し、それを通じて、ユーロ導入国が互いに支援し合うという制度は相互支援にあたる。と解される。
- (82) See Häde, *ibidem*, Art. 119 EGV, para. 10.
- (83) ギリシャ支援の「相互性」については、別の解釈も可能である。つまり、ギリシャを除くユーロ導入国間では、それぞれの支援額が特定されているが、これを相互に保証するということである。例えば、アイルランドの財政も悪化し、ギリシャを支援しえなくなる場合、その分を他のユーロ導入国が負担すると考えることもできる。このような形態であれば、「相互性」の要件は満たされるが、実際にそのようなことが想定されているとは解されない。
- (84) Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1779.
- (85) Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1913.
- (86) Jeck, *ibidem*, p. 9.
- (87) See Gnan, *ibidem*, Art. 101 EGV, para. 3 (“Sie behandeln hingegen nicht die Frage, wie “ex post” bei einem trotz dieses Regelwerks auftretenden Krisenfall verfahren wird”).
- (88) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 415.

- (89) Rohleder, *Zehnpfund and Sinn*, *ibidem*, p. 10.
- (90) Seidel, *ibidem*, pp. 3-4.
- (91) 連邦国家であるドイツの財政調整について、ドイツ基本法第一〇七条を参照されたい。また、財政危機に際し、連邦と州は相互に支援する義務があることは、ドイツ連邦憲法裁判所によって確認されている。See *BVerfGE* 86, 148, 263. なお、アメリカ合衆国は、これとは異なる立場を採用している点について、*Sinn*, *ibidem*, pp. 8-9.
- (92) Seidel, *ibidem*, pp. 3-4.
- (93) Rohleder, *Zehnpfund and Sinn*, *ibidem*, p. 9.
- (94) リスボン条約発効後の基本諸条約改正手続について、拙稿「リスボン条約発効後の諸条約の改正」本誌第一四巻第二号(二〇一〇年三月)一三二―五四頁を参照されたい。
- (95) Gros and Mayer, *How to deal with sovereign default in Europe: Create the European Monetary Fund now!*, CEPS Policy Brief, No. 202/February 2010, p. 2.
- (96) Häde, *ibidem*, *EuzW* 2009, pp. 399-403, 400. 構造基金からの支出について、Schwarzer and Dullien, *Policy options for Greece — an evaluation*, Working Paper FG 1, 2010/01, März 2010 der Stiftung Wissenschaft und Politik, p. 7を参照されたい。
- (97) この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro3.html>) (二〇一〇年七月十五日現在)を参照されたい。
- (98) Knopp, *ibidem*, *NJW* 2010, pp. 1777-1782, 1778.
- (99) Knopp, *ibidem*, *NJW* 2010, pp. 1777-1782, 1778.
- (100) Regulation (EC) No 332/2002 establishing a facility providing medium-term financial assistance for Member States' balances of payments, OJ 2002, No. L 53, p. 1, lastly amended by Regulation (EC) No 431/2009, OJ 2009, No. L 128, p. 1. See also Häde, *ibidem*, *EuzW* 2009, pp. 399-403, 401.
- (101) Herrmann, *ibidem*, *EuzW* 2010, pp. 413-418, 415; Knopp, *ibidem*, *NJW* 2010, pp. 1777-1782, 1778-1779.
- (102) 前掲注8内の文献を参照されたい。
- (103) 例えば、原子力発電所や石油備蓄施設の事故などによる。Khan, in Geiger, Khan and Kozzur, *EUV/AEUV*, 5 edition, 2010, Art. 222 *AEUV*, para. 11.
- (104) また、軍事的攻撃に際しての連帯性について、EU条約第四二条第七項を参照されたい。
- (105) Frenz and Ehlertz, *ibidem*, *EWS* 2010, pp. 65-70, 67; Jack, *ibidem*, p. 7; Ruffert, *FAZ* v. 11. Februar 2010 (Europäische Verträge

- verbieten eine Rettung): Ruffert, Der Standard v. 12. April 2010 (Sonst wäre EU Bananerepublik) (<http://derstandard.at/1269449463575/Hilfspaket-Sonst-waere-EU-Bananerepublik>) (2010年7月15日現在) ; Seidel, *ibidem*, p. 3.
- (106) See Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1780-1781.
- (107) Häde, *ibidem*, Art. 103 EGV, paras. 7-9.
- (108) なお、EUの機能に関する条約第一四三条および第一四四条に基づく支援とは異なり、第一二二条第二項に基づく支援は、ユーロ導入国に対しても行うことができる。この点について、本文中の第二章六を参照されたい。
- (109) 前掲注50を参照されたこと。
- (110) 経済学の分野では、一般に“asymmetric shocks/Schocks”と呼ばれること。See Häde, in Callless and Ruffert eds., Das Verfassungsrecht der Europäischen Union, 3. Auflage 2007, Art. 100 EGV, para. 4.
- (111) Kempen, in Streinz ed., EUV/EGV, 2003, Art. 100 EGV, para. 9. See also Khan, *ibidem*, Art. 122 AEUV, para. 7. かつ、これは加盟国によつて統制されない事態にまたる同一律的に判断すべきことは適切ではなくて解される。
- (112) この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/euro2.html>) (2010年7月15日現在)を参照されたこと。
- (113) Häde, Haushaltsziplin und Solidarität im Zeichen der Finanzkrise, EuZW 2009, pp. 399-403, 401.
- (114) Endler, Europäische Zentralbank und Preisstabilität, 1998, p. 547; Kerber, *ibidem*, pp. 7-9; Kube and Reimer, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1911-1916, 1914; Seidel, *ibidem*, p. 8. See also Jeck, *ibidem*, p. 4.
- (115) Häde, in Callless and Ruffert eds., Das Verfassungsrecht der Europäischen Union, 3. Auflage 2007, Art. 103 EGV, paras. 7 and 9. See also Häde, Staatsbankrott und Krisenhilfe, EuZW 2009, p. 273.
- (116) Häde, *ibidem*, EuZW 2009, p. 273.
- (117) 前掲注6内の資料を参照されたこと。
- (118) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 414; Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1780. See also Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 401; Freuz and Ehlenz, *ibidem*, EWS 2010, pp. 65-70, 68.
- (119) Bandilla, *ibidem*, Art. 100 EGV, para. 10; Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1780.
- (120) Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 403; Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1780. なお、Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1780 は、自然災害やその他の特別な事情によつて加盟国が自ら統制しえないような状況に陥った場合にも、第一二二条第二項に基づく支援は可能であるとみる。つまり、「加盟国が統制しえない」ことを、自然災害や特別な事情の結果として

て捉えているが、このような解釈は第二二条第二項の文言に合致していない。

- (121) Jeck, *ibidem*, p. 4.
- (122) Seidel, *ibidem*, p. 8. See also Jeck, *ibidem*, pp. 4-5.
- (123) Jeck, *ibidem*, p. 5.
- (124) Häde, *ibidem*, EuZW 2009, p. 273.
- (125) Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1780-1781.
- (126) Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 403.
- (127) なお、前掲注32を参照された。
- (128) 反対の見解として、Jeck, *ibidem*, p. 5.
- (129) なお、厳密には、第二二条第二項は、個々の加盟国の危機の救済について定めており、EUの特定の制度全体の危機を想定しているわけではないが、それは多くの加盟国に共通の問題として捉えることができる。
- (130) See Sim, *ibidem*, p. 6.
- (131) ギリシャ危機に関するドイツ政府の分析について、ドイツ連邦憲法裁判所も同旨の判断を下している。See Beschluss des BVerfG vom 7. Mai 2010, 2 BvR 987/10, para. 26.
- (132) Kempen, *ibidem*, Art. 100 EGV, para. 11. E.D.の権限を否定する見解として、Häde, *ibidem*, Art. 100 EGV, para. 5; Jeck, *ibidem*, p. 5.
- (133) EUの財政制度について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/law/top-fn.html>) [二〇一〇年七月一五日現在]を参照された。
- (134) Magiera, in Grabitz and Hilf eds., *Das Recht der Europäischen Union*, vol. I, 2009, Art. 269 EGV, paras. 36-37.
- (135) 従来、EC条約第三〇八条の適用について、拙稿「EU・ECによる安保理決議の実施と司法救済」国際テロ対策に関する事例の考察」本誌第二二巻第二号(二〇〇八年三月)一九〜五四頁(二八〜二九頁)および拙稿「ECのsmart sanctionsと司法救済」EC裁判所の Kadi and Al Barakat 判決を踏まえて」本誌第一四巻第一号(二〇〇九年一〇月)七九〜一五一頁(九二〜一〇〇頁)を参照されたい。
- (136) 加盟国間の連帯は欧州統合の基本理念の一つになっているが、本稿の対象となる経済政策の分野でも重視されている(EUの機能に関する条約第一二二条第一項参照)。また、加盟国の連帯性に関し、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/solidarity.html>) [二〇〇九年二月一日現在]を参照されたい。

- (137) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 415. EUの目標について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/fr/purposes-lisbon.html> [二〇一〇年七月一日現在]) を参照された。
- (138) Jeck, *ibidem*, pp. 5-6.
- (139) この点について、拙稿「ECの smart sanctionsと司法救済 ― EC裁判所の Kadt and Al Barakat 判決を踏まえて―」本誌第一四巻第一号 (二〇〇九年一月) 七九―一五一頁 (九五―一〇〇頁) を参照された。
- (140) See Opinion 2/94, ECHR [1996] ECR I-1759, paras. 30 and 35.
- (141) Knopp, *ibidem*, NJW 2010, pp. 1777-1782, 1780-1781.
- (142) なお、EU法上の義務違反について、国内裁判所は独自の判断を下すことができない。
- (143) これはメカニズムの根拠法であるEU理事会規則第四〇七/二〇一〇号は、広く一般的に適用される第二次法であり、また、個人の権利に直接的に関わるものではないためである (EUの機能に関する条約第二二三条第四項)。この点について、筆者のホームページ (<http://eu-info.jp/fr/court-lisbon.html#3> [二〇一〇年七月一日現在]) や、前出注78内の文献を参照されたい。
- (144) なお、訴えは規則が公示されてから二ヶ月以内に提起されなければならない (第六項)。
- (145) ドイツ国内における裁判について、前掲注10を参照されたい。
- (146) 前出注10を参照されたい。
- (147) Herrmann, *ibidem*, EuZW 2010, pp. 413-418, 417. なお、高度に政治的な判断は司法審査に服さないとする考えはEU基本条約内でも用いられている (EUの機能に関する条約第二五八条参照)。EU裁判所の同旨の判断について、拙稿「EU・ECによる安保理決議の実施と司法救済 ― 国際テロ対策に関する事例の考察 ―」本誌第一二巻第二号 (二〇〇八年三月) 一九頁を参照されたい。
- (148) その一方で、第一二二条第二項に基づく支援には厳しい条件をつけ、特に、第一二五条との調整を図る必要性が指摘される。Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 399.
- (149) Häde, *ibidem*, EuZW 2009, pp. 399-403, 403.